

公益社団法人熊本県浄化槽協会 会議運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第40条から第44条に規定する委員会及び会議の任務及び構成等に関し、必要な事項を定め会務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 定款第40条から第44条に規定する委員会及び会議（以下「委員会」という。）は、それぞれ次に掲げる事項を任務とする。

(1) 常務会

- ① 理事会の審議事項の検討等の準備に関すること。
- ② 常任委員会、専門委員会、支部長連絡会議及び法定検査会での検討内容の事前確認に関すること。
- ③ 特別委員会の設置に関し、理事会に参考意見を提出すること。
- ④ 理事会の決議を要しない事項の運用に関すること。

(2) 総務常任委員会

- ① この法人の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出すること。
- ② この法人の諸規程案を策定し、理事会に提出すること。
- ③ 広報及び啓発宣伝活動の計画案を策定し、理事会に提出すること。
- ④ 予算及び決算に関し必要な内容を理事会に提出すること。
- ⑤ 諸表彰に関し必要な内容を理事会に提出すること。

(3) 事業技術常任委員会

- ① 浄化槽に関する技術指導及び研修の計画案を策定し、理事会に提出すること。
- ② 浄化槽に関する苦情及び相談に対する取りまとめを行うこと。
- ③ 浄化槽の機能保証制度の運用に関して理事会に参考意見を提出すること。
- ④ 浄化槽に関するマニュアル等の各種基準等に関し理事会に提出すること。

(4) 製造専門委員会

- ① 浄化槽の製造及び販売に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
- ② 浄化槽の製造及び販売に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。

(5) 施工専門委員会

- ① 浄化槽の施工に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
- ② 浄化槽の施工に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。

(6) 維持管理専門委員会

- ① 浄化槽の清掃及び保守点検に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
- ② 浄化槽の清掃及び保守点検に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。

(7) 支部長連絡会議

- ① 支部の運営について、理事会に参考意見を提出すること。
- ② この法人の社員総会及び理事会の決定事項の周知に関すること。
- ③ 本協会から依頼を受けた会議等の開催に関すること。

(8) 法定検査会

- ① 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 7 条及び第 11 条に規定する浄化槽の水質に関する検査(以下「法定検査」という。)の公平性及び正確性を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
- ② 法定検査に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。

2 委員会は、前項に定めるもののほか理事会から諮問を受けた内容について答申を行う。

(委員の構成及び委員長)

第3条 委員会の構成は、それぞれ次のとおりとし、それぞれ委員長（議長）1名及び副委員長（副議長）1名を置く。

(1) 常務会

- ① 会長、副会長、常務理事、製造委員長、施工委員長、維持管理委員長の7名以内で構成する。
- ② 常務会の議長は、会長をもってあてる。副議長は、議長が指名する。

(2) 常任委員会（総務常任委員会・事業技術常任委員会）

- ① 常任委員会は、理事10名以内で構成する。
- ② 委員長及び副委員長は、副会長の中から会長が指名する。
- ③ 委員長及び副委員長は協議により委員を指名する。

(3) 専門委員会（製造専門委員会・施工専門委員会・維持管理専門委員会）

- ① 専門委員会は、理事及び正会員を併せた20名以内で構成する。
- ② 委員長は、副会長（部会長）が指名する。副委員長は、委員長が指名する。
- ③ 部会長及び委員長は協議により委員を指名する。

(4) 支部長連絡会議

- ① 会長、副会長、常務理事及び支部長を併せた15名以内で構成する。
- ② 議長は、支部長の中から支部長の互選により定める。副議長は、議長が指名する。

(5) 法定検査会

- ① 会長、副会長、常務理事及び特別会員を併せた10名以内で構成する。ただし、過

半数は特別会員をもってあてる。

② 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員長は、会議を主宰し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、役員の任期と同じとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長（議長）が招集する。

- 2 委員会の議事のうち、委員会での意見の取りまとめが必要な事項については出席した委員の過半数の同意をもって委員会の意見とし、可否同数のときは委員長の判断するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の意見に代えることができる。この場合、委員長は委員にその結果について報告しなければならない。
- 4 委員長は、適当と認める者に対してオブザーバーとして委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成22年1月13日より施行する。

この規程は、平成22年7月21日より施行する。